



土地や建物の利用状況が変わる時は届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となります。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。

土地の利用状況が変更になったとき

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- (例) ・住宅を解体して駐車場などにした
- ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置したなど

建物を新築・増築したとき

家屋調査がお済みでない方は、お早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。

※住宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物

建物を取り壊したとき

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

未登記建物の所有者に変更があったとき

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更は、相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

提出期限	12月27日(金)
提出先	税務徴収課または各支所

※提出書類は窓口にあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲固定資産税詳細

問 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線235



10月は土地月間です 土地取引の後には届出をしましょう

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に、届出を行う必要があります。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲届出詳細

問 企画政策課 企画政策G ☎52-1111 内線 309

募 集



市民大学講座 「大学で英語を学ぼう!」参加者募集

茨城大学との連携協定のもと、大津助教による市内の学生を対象に、市民大学講座「大学で英語を学ぼう!」を開催します。

英語が苦手な方でも音楽と一緒に楽しく学べます!留学生との交流やキャンパスツアーも行いますので、ぜひご参加ください。

日程	12月25日(水) 8:30 市役所集合出発(バスで送迎) 10:00 ~ 16:30 1. キャンパスツアー 2. 国際交流団体との交流 3. 音楽で英語を学んでみよう! 17:30 市役所到着解散 ※お昼は自費となります。学食・キッチンカーが利用可能です。 ※送迎の時間を考慮し、市役所内に待合室を設置します。
場所	茨城大学 水戸キャンパス
対象	中学1・2年生程度の英語力がある市内在学の方
受講料	500円(昼食代別) ※バス乗車前に、市役所会計課窓口でお支払いください。
申込方法	地域創生課へ電話またはメール 必要事項: 住所・氏名・電話番号・学校名・学年
申込期間	11月1日(金) ~ 11月22日(金)

申込・問 地域創生課 市民協働G ☎55-7600